

小田原市監査委員公表第4号

令和2年5月27日

小田原市監査委員 数馬 勝

小田原市監査委員 近藤 正道

小田原市監査委員 鈴木 美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年6月27日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。 (福祉政策課)	福祉政策課補助金交付要綱の改正を行い、実績報告提出日を3月31日とすることで、当該年度内に補助金の額を確定できるようにした。 なお、関係団体には、実績報告の提出日の変更については、告知済みである。